大阪府とオムロン株式会社との高齢者の自立支援、介護予防等

に向けた連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）とオムロン株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携により大阪府内の高齢者福祉の推進を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙が緊密な連携を図り、大阪府内における高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に関する取組みを推進することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し、協力する。

(1)ＩＣＴを活用した介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントの推進及びシステム開発・運用に関する事項

(2)大阪府内市町村におけるＩＣＴを活用した介護予防ケアマネジメントの効果検証・データの活用に関する事項

(3)その他高齢者福祉の推進に関する事項

２　甲と乙は、連携事項を推進するにあたっては、府内市町村、事業者その他の団体等と連携するよう努めるものとする。

３　乙は、連携事項に係る取組みの一部について、甲と協議の上、乙の関係会社に協力を求めることができる。

（協定内容の変更）

第３条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の期間）

第４条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和５年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに甲又は乙のいずれか一方から相手先に対し書面による申し出がない限り、同一内容で本協定を当該有効期間満了の日から起算して１年間更新するものとし、以後も同様とする。

２　甲又は乙のいずれかが、本協定の解除を希望する場合は、解除しようとする日の１か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解除することができる。

（守秘義務）

第５条　甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報（個人情報を含む。）を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、本協定に基づく活動の範囲を超えて第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協議）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲と乙は誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

　令和４年４月２５日

甲　　大阪府大阪市中央区大手前二丁目１番２２号

大阪府

大阪府知事　　吉村　洋文

乙　　東京都港区港南２－３－１３品川フロントビル７階

オムロン株式会社　イノベーション推進本部

執行役員

イノベーション推進本部長　石原　英貴